

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十月三十一日

第千二百八十九號

金曜日

縣令

鳥取縣知事 八田三郎

第八條

◆鳥取縣令第五十九號

昭和十四年三月鳥取縣令第三號鳥取縣役肉用牛登錄規程左ノ通改正ス

昭和十六年十月三十一日

登錄スベキ牛ニシテ名號改訂ノ必要アリト認メタルトキハ知事之ヲ變更スルコトアルベシ
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年三月鳥取縣令第四號鳥取縣役肉用牛登錄取扱手續左ノ通改正ス

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

鳥取縣知事

八

田

三

郎

第六條 農產組合ハ其ノ區内ニ於ケル畜殖成績良好ナル牝牛ヲ選擇シ改良ノ基礎牛（以下基礎牛ト稱ス）トシテ之ヲ一齊ニ登記スベシ

シ

鳥取縣公報

每週火曜日發行

（休日ニ當ル）

昭和十六年十月三十一日

（時ハ翌日）

第千二百八十九號

（昭和四年四月十五日）

一

00420

「第七條」ヲ「第九條」トシ「第八條」ヲ「第十條」トシ「第九條」ヲ「第十一條」トシテ左ノ二條ヲ加フ
第七條 登録規程第三條ノ登録補助牛ハ父母及祖父母ノ證明アル基礎牛又ハ父母ノ證明アル基礎牛ヨリ生産シタルモノ若ハ登録補助牛、登録牛ノ子ニシテ出生ハ生後十八月以上ノモノ牡牛ハ種牡牛検査ニ合格シタルモノニシテ別ニ定ムル体格審査標準ニ依リ審査ノ結果六十五點以上ノモノタルコトヲ要ス

第八條 登録牛及登録補助牛ニ資格ヲ有スル牛ニシテ生後三十六月迄ニ登録又ハ登記ヲ爲ザザル牛ハ特別ノ事由アリト認メタル場合ノ外登録又ハ登記ノ資格ヲ失フモノトス

「第十條」ヲ「第十三條」トシ「第十一條」ヲ「第十四條」トシテ左ノ一條ヲ加フ
第十二條 牛ノ特徴記載並ニ測定ハ別ニ定ムル方法ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際生後三十六月以上ニ達シタル牛ハ昭和十六年十二月末日限リ本令ノ規定ニ拘ハラズ登録又ハ登記ヲ受クルコトヲ得

告 示

◇鳥取縣告示第八百五十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル飲食店等ニ於ケル料理等ノ販賣價格左ノ通指定期間ス
昭和十五年四月鳥取縣告示第二百八十八號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

飲食店等ノ料理等ノ最高販賣價格

品名	規格	最高販賣價格
箱 鮓 (上)	鮓飯五〇匁以上ニ厚焼四匁以上ノ外海老又ハ赤貝、ケラ身鯛、穴子又ハ鰐ノ内四種ノ總量六匁以上、椎茸及木茸等四匁以上及燒海苔ヲ使用シ箱型二寸六分角ニ仕上ゲタルモノ一箱(六十五匁以上)=付	○、三五
箱 鮓 (並)	鮓飯五〇匁以上ニ厚焼三匁以上ノ外鯛ニ類スル白身、オボロケラ身、穴子又ハ鰐ノ内四種ノ總量六匁以上、椎茸及木瓢等四匁以上及燒海苔ヲ使用シ箱型二寸六分角ニ仕上ゲタルモノ一箱(六十三匁以上)=付	○、二五
卷 鮓 (上)	鮓飯六〇匁以上ヲ厚焼一〇匁以上、鮓上ゲ椎茸七匁以上、オボロ又ハ穴子三匁以上及三ツ葉等ノ蔬菜類少々ヲ中心ニ海苔一枚半ヲ以テ卷上ゲ出来上リ總量八十五匁以上ノモノ一本=付	○、五〇
(並)	鮓飯五五匁以上ヲ干瓢二匁以上路、干大根ノ味付五匁或ハ煮上ゲ椎茸三匁以上、高野豆腐二分ノ一個又ハ厚焼五匁以上及三ツ葉等ノ蔬菜類ヲ中心ニ海苔一枚三分ノ一ヲ以テ卷上ゲ出来上リ總量七十五匁以上ノモノ一本=付	○、二五
玉 卷 鮓	鮓飯六〇匁以上ニ煮上ゲ椎茸七匁以上、オボロ三匁以上海苔三分ノ一枚ヲ中心ニ海苔一枚玉一枚(一枚二〇匁以上ノモノ)=以テ卷上ゲ出来上リ總量九〇匁以上ノモノ一本二付	○、五五
澤 庵 卷 鮓	鮓飯四〇匁以上ヲ鮓、穴子かつを又ハひらめ六匁以上、わさび少々ヲ中心ニ海苔五匁以上ノモノ一本二付	○、一五
鐵火卷 鮓 (穴子卷)	鮓飯二七匁以上ヲ鮓、穴子かつを又ハひらめ六匁以上、わさび少々ヲ中心ニ海苔一枚ヲ以テ卷上ゲ出来上リ三五匁以上ノモノ一本ニ付	○、二五
鯖 棒 鮓	鮓飯一〇〇匁以上ヲ塙醤ヲ以テ加工處理シタル醤ニ五匁以上ヲ鮓飯ト棒狀ニ合セ白板昆布ヲ以テ被膜シタルモノ出來上リ一三〇匁以上ノモノ一本ニ付但シ白板昆布ヲ使用セザルモノハ五錢下ゲトス	○、四五
鯖 鮓 (バッテラ)	鮓飯八〇匁以上ニ塙醤ヲ以テ加工處理シタル醤又ハあじ一〇〇以上ヲ箱型四寸五分×一寸九分ノモノニ付上ゲ出来上リ總量九〇匁以上ノモノ一箱ニ付	○、二五

00423

穴子・鮭(鱈鮭)	○、三五〇
酢飯六〇匁以上ニ塙酢ヲ以テ加工處理シタル穴子又ハ鱈(一匁以上ヲ以テ箱型四寸五分 一寸九分ノモノニ仕上げ出來上り九〇匁ノモノ一箱ニ付)	○、六〇
酢飯六〇匁以上ニ塙酢ヲ以テ加工處理シタル海老及鯛(又ハ之ニ類スル白身)各 二匁以上焼上ゲ穴子二匁以上煮上ゲ椎茸五匁以上及木薺其ノ他ヲ以テ調味蒸シ上ゲダルモノ 一枚及蔬菜類一種以上ヲアシラヒ出來上リ八〇匁以上ノモノ	○、六〇
酢飯六〇匁以上ニ煮上ゲ椎茸五匁以上、燒上ゲ穴子五匁以上、錦糸五匁以上及海苔二分 午蒡及胡麻又ハ麻實ニテ調味加工セル酢飯ヲ小揚二分ノ一ヲ以テ包ミ出來上リ二 十匁以上ノモノ一個	○、六〇
魚介ノ鮮度優レタルモノニシテ左ノ種別量目ニ依リ酢飯八匁以上ノモノヲ握り上 ゲタルモノ一個ニ付	○、六〇
(一) 鮪又ハ之ニ類スルモノニ在リテハ三匁以上(二) 海老、烏賊及鯛ニ在リテハ二匁 以上(三) 懈等ノ白身ノモノ及貝類ニ在リテハ二匁以上(四) 穴子、きすゞ、丸あじ さよりニ在リテハ二匁以上(五) 其ノ他ノ魚類ニ在リテハ四匁以上	○、〇一五
(一)	○、〇七
本表價格ハ飲食店其ノ他自己ノ營業所ニ於テ鮭ヲ食用ニ供スルコトヲ業者スル者ガ自己ノ營業所ニ於テ鮭ヲ食用ニ供スル場合ハ全量ノ二〇%以下トシ本表價格ト同額トス	○、〇五
(二)	○、〇五
鮭飯ノ米ニ麥、うどん、そば等ノ代用物ヲ混入スル場合ハ全量ノ二〇%以下トシ本表價格ト同額トス	○、〇五
(三)	○、〇五
本表價格ニ該當セザルモノハ量目ノ如何ヲ問ハズ十錢ヲ超ルコトヲ得ズ但シ澤庵巻鮭ハ七錢、いなり鮭ハ二錢、握リ鮭ハ	○、〇五

二 果物調理品最高販賣價格

00424

果物ニシロップ掛
(フルーツポンチ)

果物三種以上ニジユース、シロップ又ハソーダ水六〇cc以上ヲ
掛ケタルモノ一杯ニ付

果物三種以上二十五匁以上ニマヨネーズ又ハフルーツソース六匁以上ヲ
ケタルモノ一皿ニ付

果物、牛乳、玉子、生クリーム及砂糖其ノ他ゼラチン等ヲ使用シ煉上ゲタ
ルモノ一個二〇匁以上一杯ニ付

〇、一五

(二) 本表價格ノアリシハテ、販賣店其ノ他ノヲ客ニ供スル場合ノ最高販賣價格ニシテ買本表規格ニ該當セザルモノ、販賣價格ハ量目
三 井物、ランチ物、ライス物等最高販賣價格
品 名 規

天 井 品 名		(二) 本表價格ハフルヲバ一テ、喫茶店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ果實ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ノヲ客ニ供スル場合ノ最高販賣價格ニシテ買主ニ届ケル場合ノ價格モ本表價格ト同額トス
規	格	三 井物、ラレチ物、ライス物等最高販賣價格
井	米飯八〇匁以上ニ蒲燒鰻一五匁及タレ（味淋及醬油ヲ以テ製造シタルモノ以下同ジ）ヲ使用シタルモノ一杯ニ付	井
井	米飯八〇匁以上ニ海老天ぶら一〇匁以上及タレヲ使用シタルモノ一杯ニ付	井

最高販賣價格

内玉	松木海他親
老	老
子	茸 玉人子 葉子
井井	井井井井井井
米飯六〇匁以上ニ鶏卵ニ在リテハ 一個以上、牛肉ニ在リテハ八匁以上ヲ使用シ葱又ハ玉葱ヲ使用シタルモノ一杯	含ム又ハ松茸ヲ左ノ量目ニ依リ使用シ葱又ハみの葉其ノ他ノ蔬菜類ヲ使用シタルモノ一杯 (一) 鶏肉ニ在リテハ四匁以上 (二) 牛肉ニ在リテハ五匁以上 (三) 海老ニ在リテハ五匁以上 (四) 貝類ニ在リテハ二〇匁以上 (五) 煙製品ニ在リテハ一〇匁以上 (六) 松茸ニ在リテハ十匁以上

〇、一五

きつね

米飯八匁以上ニシテハ五枚以上揚
ニ在リテハ十五匁以上ヲ使用シ葱
又ハ玉葱ヲ使用シタルモノ一杯

〇、八〇

A
ラ
ン
手

ビラント

〇五〇

(一) 鳥獸肉(特殊肉ヲ除ク)ヲ使用スル場合ニ在リテハ十五匁以上(二)ノ漬物ヲ
使用スル場合ニ在リテハ十八匁以上(三)右ノ(一)及(二)ノ各號ニ掲タルモノト魚肉ト
ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ總量二〇匁以上トシ魚肉ハ一〇匁ヲ超ヘザルコト
(四) 魚肉ヲ使用スル場合ニ在リテハ二十五匁以上(五)特殊肉ヲ使用スル場合ニ在リ
テハ三〇匁以上右各號ノ外ガルニ(一)三種以上ヲ附合セノモノ(コーヒー又ハ紅茶附トス但シコ
ヒー、紅茶無キ場合ハ果物附トス)

オカハチハ
ムレイキム
ラシンラ
ラララ
イイイイイ
スススス

米飯八〇匁以上魚介類、タマネギ、玉ねぎ等の具材を用いて、味噌や醤油等の調味料で煮て作る。主に豚肉、鶏肉、魚肉等を用いる。

三〇

め	い	か	オカハチハ
た	や	ムレイキム	
	く	ラトシンラ	
ヒ	め	ラララ	
し	き	イイイイイ	
		ススススス	

米飯五〇匁入一杯ニ付
生米及牛蒡ヲ大揚一枚ニテ包ミ之ヲ煮ツ、味附シタルモノ出來上リ五十五匁一個
以上一杯
米飯八〇匁以上使用スルモノトシハム、鶏肉若クハ牛肉五匁以上又ハ其ノ他ノ鳥獸肉若クハ魚介類一〇匁以上及野菜一種以上ヲトマトケナヤツブドケビラスソ
調味シタルモノ一人前但シオムライスニ在レテハ米飯六〇匁以上鳥獸肉又ハ魚介類五匁以上及玉葱ヲ油ニテ炊上ゲソース加工ヲ施シ玉子一個以上使用シタルモノ
一人前

一〇五

00426

- (一) 本表價格ハ料理屋、飲食店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ調理品ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ自己ノ營業場ニ於テ食用ニ供スル場合ノ最高販賣價格トス但シ買主迄持届ケタル場合ト雖モ同額トス
- (二) 米飯中ニ麥、うどん、そば、芋等ノ代用物ヲ混入スル場合ハ全量ノ三〇%以下トシ本表價格ト同額トス
- (三) 本表價格ハ炊上ゲ炒り上ゲ蒸上ゲ又ハ燒上ゲ其ノ他加工調味セルモノ、價格ニシテ其ノ他調味料及樂味料ヲ含ミタル價格トス

- (四) 本表規格中特殊肉トアルハ鯨、兔、馬等ノ肉ヲ謂フ
- (五) 本表中并物及めし物ニハ清物ヲ附スルモノトス

ランチ物ニ使用スベキ米飯又ハパンニ代ヘ麵類ヲ使用スル場合ハ茹上ゲ六五匁トシ本表價格ト同額トス

- (七) 本表種別價格ニ該當セザルモノ、最高販賣價格ハ量目其ノ他ノ事由ノ如何ニ拘ハラズ十錢ヲ超ユルコトヲ得ズ但シかやくめシニ在リテハ五錢米飯ニ在リテハ二錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

- (八) 料理店、貸座敷業者等ニシテ自己ノ營業場ニ於テ本表ニ掲グル物ノ調理ヲ爲サザルモノガ他人ヨリ之ヲ仕入レ客ニ販賣スル場合ノ價格ハ本表價格ニ一割ヲ加算シ厘位ヲ四捨五入シタル價格トス

- (九) 前項ノ者ニ對シ仕出販賣ヲ爲ス場合ノ價格ハ本表價格ノ五分引トシ厘位ハ四捨五入トス

◆鳥取縣告示第八百五十五號

東伯郡高城村由田敬五郎ハ昭和十六年十月十五日牛馬商免許鑑札紛失セシ旨届出タルニ依リ十月三十一日付再交付セシニ付昭和九年

七月一日付第二三六號牛馬商免許許鑑札ハ無効トス
昭和十六年十月三十一日

◆鳥取縣告示第八百五十七號

賃金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ昭和十六年六月十三日鳥取縣告示第四百八十三號手漉製紙業協定賃金廢止ノ件ハ昭和十六年十月三十一日認可ス

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 建築主ノ住所氏名 米子市加茂町二丁目三八

大 森 泰 次 郎

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 建築物リ場所 米子市角盤町三丁目一六五番地
木造屋根スレート葺平家建
一四一、二〇九五平方米
一八四
一四〇、七九三二平方米

一 建築物ノ面積 建築面積
一四一、二七九五番地
一四一、二七九五平方米

鳥取縣公報 第一千二百八十一號

昭和十六年十月卅一日

(第三種郵便物認可)

1

一建築物ノ用意 一命令事項

一本建築物ノ存續期限ハ、都市計畫事業實施迄トス

前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スペシ
本建築物ヲ他人へ譲渡シタレ場合ハ、十日以内ニ國出ゾベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第八百五十八號
產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

時和一月三日

時和一元全一月三十一日

六
番地

大正十二年十二月二十八日長善庄生

產婆名簿訂正方出願ニ對シ同年同月二十一日訂正

後藤

鳥取縣告示第八百五十九號

昭和十六年十月三十一日

1

1

馬名	年齡	所	飼	養	氏	者
マ國宮藤玉森漬榮白赤花淺第四	七	氣高郡大正村大字古海七九一番地	村大字德尾二八三番地ノ二	同	源三郎	教市
サ尊花姬田笠和林鳥本鶴藤館草出日ノ	六	同郡神戸村大字下砂見五六番地ノ二	同郡大和村大字倭文	茂藏	繁次郎	勇吉
	五	同郡大和村大字倭文	二二四番ノ一	爲兼	良政	正吉
	四	同	二二五番地	藏	喜治	源一郎
	三	同	二二九番地	松次郎	萬喜	繁良
	二	同	二二三番地	與八郎	政太郎	敏義
	一	同	二一八番ノ一	吉	吉	吉
岩美郡面影村大字大杙一九五番地	六	鳥取市川外大工町四八番地	同	同	同	同
卯垣一五三番地	五	西品治町五五一一番地	同	同	同	同
	四	六〇八番地	同	同	同	同
	三	同	同	同	同	同
	二	同	同	同	同	同
	一	同	同	同	同	同
田廣奧土奧漬山高內森森森森林本尾	中	中山西北	中	中	中	中
村田田田田田田田田田田田田田田口	山	山根	山	山	山	山
繁敏義豐太郎一吉	尾	尾	尾	尾	尾	尾

鳥取縣公報

第二百八十一號

昭和十六年十月廿一日

(第三種郵便物認可

1

00430

北條ノ三 翠 博 嵐 霜 石 花 蘆 鹿 月 錦 泉 尾 ツ 貴 風 軍 一 星 九

八四七四四五五六五〇一五九六八六四六四四六一三

同	宇倍野村大字高岡一九八番地 大字麻生 九一一番地
同	二一二番地
同	三八五番地
岩美郡宇倍野村大字麻生二二三番地ノ二 八頭郡佐治村大字高山 七七六番地	二三一番地
同	大字大井 二二二番地
同	用瀬町大字別府 一一番地
同	散岐村大字佐貫一、〇〇二番地ノ八 國英村大字德吉 二二〇番地
同	散岐村大字佐貫一、〇九七番地 大字和奈見一九七番地
同	國英村大字德吉 二三四番地
同	西郷村大字北 一八九番地
同	若櫻町大字淺井 二四二番地
同	大字若櫻一、二一七番地ノ二 八東村大字才代二番地
同	一、二二七番地
上私都村大字落岩四九九番地	

岡金中丹森北谷下中中中村森長山中廣瀧八森
瀨
攝子島松山村田田山山山田田谷内野田村川下

龜莊金實貞吉兼留時益照多茂愛淺宣正正信
次次郎十松藏治郎藏吉延藏市治郎藏六市太吉
雄巳治藏市藏郎治藏松十郎藏六市太吉

00431

00433

四〇七七八二二一六五八〇二七二二二九九八七

同 同 同 同 同 同 同 日 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

道笑町三丁目二七番地
明治町一七番地
車尾九一六番地
灘町二丁目二三番地
明治町一七番地
西福原一番地
立町三丁目九〇番地
東町四七番地
東町四三番地
祉園町二丁目一一三番地
東町四三番地
二部村大字二部一、五六五番地
二部村大字福岡三、一四六番地ノ
溝口町大字根雨原一、〇三八番地
八郷村大字久古一、五二三番地
八郷村大字須村一七四番地
八郷村大字大原三八二番地
八郷村大字丸山二〇八番地
根雨町大字高尾四三番地ノ一
根雨町大字高尾五七四番地

奥木山井清幸上三仲倉大檜國大石速小福石飛生

田山西上水形谷原用敷森尾尾東田水村住田田

德千恒爲敬菊 直春寬博敦 義逸政 甚直

男八 雄市一夫要靜巧郎 雄二壽雄悅一郎 晴悅郎 藏

00432

神 第二世 豐降力
錦 春 吾 吉 金 日 初 五 池 月
第三春 山 映 車 愛 春 久 櫻 明 日
海 妻 雨 野 清 燦 三 日 國 富 出 光
月 米 二

一 二 八 六 六 六 四 四 六 八 八 六 三 三 三 九 一〇 二 二

同 同 米 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 西 同 同

成美村大字出上三七四番地
郡所子村大字中高 四九番地
所子村大字中高四二五番地
所子村大字中高
所子村大字神原 一二番地
大高村大字尾高二一番屋敷
大高村大字尾高一、四〇〇番地
大高村大字尾高一、四〇〇番地
縣村大字日下 三〇六番地
縣村大字福萬 一八六番地
光德村大字東坪八五二番地
光德村大字豐成六四九番地
逢坂村大字岡 六三三番地
庄内村大字押平 五五番地
淀江町大字淀江二九〇番地
宇田川村大字本宮三二一一番地
市鶴町三丁目四八番地
河崎二九九六番地

塙 高 大 本 安 西 井 影 高 田 前 木 木 藤 瀬 漢 坂 岡 澤 福

谷破用用藤山上山昆村用下下本属用用用本

爲喜國嘉武吉正豐伊甚 安安淺利勇信善源愛

吉一藏一夫助巳郎郎衛彥彥郎次吉一一郎藏

彙

諸類の配給統制に就て

時局下國內の食糧確保の爲に
その集荷と配給の適正を期す

(農務課)

去る八月二十日附農林省令により諸類配給統制規則を公布せられ、甘藷・馬鈴薯・カッサバ・アロールート及びこれらを乾燥したものの集荷配給が統制せられ、九月十一日より實施されて、諸類の統制機関以外による販賣及び買受けが禁ぜられてゐる。

諸類は刻下我が國食糧確保上、又はガソリン代用酒精原料其他必需工業原料として極めて重要なものであるから、收府は生活必需物資統制令に基きこの統制規則を公布して國內に於ける配給の適正を期すこととなつたのであつて、本縣でもこれに即應して十月十日附縣令によつて鳥取縣諸類配給統制規則施行細則、十月十六日附縣令を以て諸類検査規則及び諸類検査手數料規則を制定公布したものであるが、この統制規則の實施に関する本縣の取扱の

実施について、一般縣民に特に關係する處が多いと思はれる諸點を記すと次の如くである。

一 生産者と同一市町村内に居住するものが、自家用の爲に生産者より買受けることは許されてゐるが、この場合はその數量を定めずと次に記すと次の如くである。

加工（澱粉、芋粉、蒸芋、あめ等）用等の各戸使用數量を定めるが、この使用數量は

贈答用 一農家一ヶ年二十貫以内

加工用 一農家一ヶ年十貫以内

であつて、右の數量を超過して認可しようとする際は郡市並に縣農會を經由して知事に協議せねばならぬ。

又生産者も右の數量を超えて販賣・譲渡又は加工をすることはならない。

一 地方長官の許可を受けた者がその指定數量の範圍内を買受ける場合も生産者より買受出來ることになつてゐるが、その許可是原則として購買組合の組合員がその食糧・飼料又は種子として小賣業者に配給される。

一 生産受けようとする場合であつて、數量・地點・期間を指定し、本縣内に於て消費されるものに限る。又試験・研究の用に供するものも地方長官の許可を受けて生産者から買受けが出来る。

一 生産數量が僅少で他地域に出荷することの出来ぬ地域については、地方長官は農林大臣の認可を受けてその地域内に生産せられた諸類の販賣並に買受について制限から除外し得ることになつてゐるが、本縣には現在この該當地域はない。

一 知事は諸類の出荷を計畫的ならしめる爲、農林省の指示並に縣内の事情を考慮して縣農會をして出荷の時期、形態別、出荷數量、出荷方法について郡農會を經由して關係市町村農會に對し必要な指示をなすが、郡農會はこれによつて地内、内町村農會に於ける諸類の出荷計畫を取纏め、縣農會並に統制機關と協議して出荷統制實施の間隔を期する。又市町村農會は地區内の生産販賣並に消費見込數量を調査して、縣農會の指示に従ひ出荷計畫を樹立實行する。

一 農林大臣の指定する物品の製造加工を業とするものは、統制機關から買入れたものでなければ原料とし使用し得ることになつてゐるが、特に澱粉の製造其の他の諸類の加工をなす販賣組合又はその聯合會、及び荒蕪地を開墾して生産したものに對しては、農林大臣の指定數量範圍に於て農林大臣の許可を受けてこ

れを生産者より買受使用することが出来る。尙試験・研究の目的を以て製造する場合も農林大臣の許可を受けて同上使用が可能である。

一 家庭用食糧として配給される諸類は、すべて配給機關を通じて小賣業者に配給される。

次に集荷については、市町村農會に於て地區内居住會員の諸類の生産・販賣並に消費見込數量を調査酌酌して時期別形態別出荷豫定計畫を樹立し、町村農會は郡農會に提出し、郡市農會はこれを取まとめて縣農會に提出するのであつて、縣農會は右によつて郡市別、形態別出荷計畫を樹て、縣の指圖を受ける。

縣は中央よりの供出割當と縣内需要量に基いてこの計畫を檢討して縣農會に對して指圖を行ひ、縣農會はこれによつて郡市農會を通じて關係市町村農會に具体的指圖を行ひ、市町村農會は右の計畫によつて實行組合又は出荷團體をじ通して所屬會員に必要なる指示をなしてこれに従はしめるのである。

生産者は前記の出荷計畫に基いて定められた集荷場所（検査場所）に搬出じ、受檢の上最寄驛（通）運送店（日本甘藷馬鈴薯株式会社荷受代理人）に引渡しの上受取證を收受するのである。代金は實行組合又は出荷團體が市町村農會に對し請求して、日本甘藷馬鈴薯株式會社より送附されたものを受取つて會員に支拂

報

ふのである。

尙、本縣の諸類検査は生甘藷、干甘藷及び馬鈴薯について行はれ、これを受けたものでなくては受渡し及び縣外移出を行ふことは出来ないが、検査を受ける諸類の包装は一重俵裝、三本繩複式編俵裝又は呑人の三種であつて、一包裝の正味量は生甘藷十二貫干甘藷八貫、馬鈴薯十五貫、又検査手數料はいづれも一包裝につき一錢五厘である。

裏作強行の急務!!

國民は米食偏重より脱し
食糧自給確保に邁進せよ

(農務課)

支那事變は既に滿四年をすぎてその處理は相當の持久性を必要とする時に當り、國際情勢の推移はいよいよ我が國民の絶大なる覺悟を要するに至り、今や國を擧げて高度國防國家の建設に邁進してゐる。この時に當り我が國の食糧確保は時局遂行の景も重要な根柢的條件として極めて須要な問題であつて、國民全部の敢然としの奮進すべき急務である。須らく農民はそ増産に献身奉

これらのものを多量に取り入れることによつて食糧の補充を行ふ習慣を養ふことが、極めて緊要であるといはねばならない。

政府は去る九月二十六日の閣議を以て緊急食糧對策を決定し、十月十日を以て第二豫備金により内地の作付統制施設費二千四百五十五萬千二百九十一圓を支出することとなり、桑園の大整理、薄荷・煙草・花卉乃至果樹園等の主要食料作物への轉換を行ひ、裏作面積の増加と相伴つて麥類・薯類等の急速なる増産が計畫されこれによつて新たに内地に於て約二十五萬町歩の面積を食糧生産の爲に確保し、昭和十七米穀年度に於て麥類六百餘萬石、馬鈴薯三千三百餘萬貫、並に蔬菜二千餘萬貫の増産を期してゐるのであるが、本縣に於ても既にこの點に着眼して耕地の擴張、桑園等の整理、その他各種の施設を實施してその増産確保に邁進して居り期する筈である。

しかしこれらの實現についてはその根本に於て農民各位の農業報國精神の昂揚發揮に依らねばならないのである。今や労力は年と共に不足し、肥料もまた圓滑を缺く實情にあるのではあるが、

労力の不足に對しては學生生徒の労力奉仕や労力配置の合理化、並に畜力機械力等の動員によつてその補填策が講ぜられ、又肥料については能ふり配給量を増加して増産目的の達成に努められ

00436

公の誠を盡し、一般國民は努めて合理的なる節米と代用食轉換を行つて食糧の確保に戮力せねばならない。
事變前に於ては米穀不足の年には外米を輸入してこれを補ふことも容易であつたが、現在の國際情勢下に於てはかかる偷安姑息なやり方は不可能であつて、戰費確保の上からいつても極力避け各地でその實現に邁進してゐるのであるけれども、これには相當の時日を要することは當然であつて、急速に増産の實をあげることは困難としなければならぬ。

他面日本人は從來あまりに米食偏重に禱されてゐることを自覺する必要がある。日本食が米をあまりに多量に攝りすぎる爲に、榮養上及び經濟上種々の弊害を醸してゐることは今はぬとしても、日本人が米のみを中心食とし、農民が米作ばかりに依存してゐることは、一朝天候等の爲に米作の不良を招いた際、食糧に不足を來すことは充分考慮すべきことといはねばならぬ。我が國のやうに地域狹少にして全國の天候が略一定してゐる國では、天候の變異は忽ちにして全國民の食糧不足を招來することは實に當然の歸結なのである。

これら的事を考へる時、吾々は二毛作並に作付轉換による麥・雜穀及び蔬菜等の徹底的作付増加を行ひ、國民また日常の食糧にせられんことを切望してやまない次第である。

麥の増産と肥料

食糧確保と麥増産の急務
施肥は栽培條件等に留意

(農務課)

「麥は肥料で作れ」といはれるやうに、肥料こそ増産の要素であつて、これが圓滑に且つ合理的に行はれるか否か増收を支配する。特に現下の肥料事情として肥料も配給制度によつて居る狀態では、事變前に較べてその供給も窮屈になり、配給量も所要量

00437

に満たない場合が多いのであるから、努めて自給肥料によつて不足分を補給すると共に、割當てられた肥料の効果を最高度に發揮せしめるやう施肥の合理化について研究することが肝要である。

(一) 自給肥料の増産確保

自給肥料を増産することはもとより必要であるが、從來その取扱方法の誤りによつて成分の損失を招いて居る點も甚だ多いのでこの點充分注意してこれが質的向上を圖らねばならない。

(イ) 堆肥 肥

一口に堆肥といつても其の中に含まれてゐる成分には著しい相違があつて、同じ百貫の堆肥を用ひてもその肥効は非常に違ふわけである。そしてこれは材料自体にもよることはいふまでもないが、取扱方法如何によつて肥料成分の損失を來す場合も隨分があるので、その損失防止について一段の工夫を要するのである。

特に加里成分は堆肥成分中最も多く含まれてゐて、しかも殆ど速効性であつて肥効は硫酸加里に劣らぬと確認されてゐる位の重要な加里肥料であるから、野外堆積を行ふ場合には被覆物によつて雨水の浸入を防ぐやうにし、厩肥の場合には原則として舍内堆積にするやうにせねばならぬのである。

(ロ) 人糞尿

麥に使用する最も重要な窒素肥料は人糞尿であつて、昔は唯一

の肥料であつたものである。

人糞尿は貯蔵して腐熟せしめ、且つ稀釋して使用せねばならぬのであるが、その爲には下肥溜は成るべく日陰に作つて氣温による蒸散を防ぐことに、必ず蓋をして、下肥二石に過磷酸石灰二一三貫を添加すること、濃厚なまゝでなく水で二一三倍に稀釋して貯蔵すること等を心掛けて實行せねばならぬ。尙施用後、出来れば覆土して日に曝さぬやうにする。

(ハ) 木灰

加里肥料の輸入は今や殆ど不可能であつて、是非自家補給が必要である。從つて籠や圍爐裏の灰を極力採集して使用せねばならぬのであるが、それには毎日これを集めるやうにすれば採集量も多く、且つ灰の効力も減じない。

(二) 施用量の合理化

窒素、磷酸、加里の三要素はその割合を特に留意せねばならぬ特に窒素は多きに過ぎると出來過ぎとなり、不足すれば生育不良となるので、增收の成績をあげる爲にはこの窒素肥料の適否が最も研究を要することである。最も有効に利用することが栽培技術の極致といふべきである。

磷酸及び加里は土壤によつて著しく供給量を異にするべきものであつて、本縣黒ボク地帶に於ては特に磷酸分を多く施さねばならぬ施肥例に準じて設計されたものである。

施用量は氣候、品種、前後作の關係、病蟲害その他各種の栽培條件の如何によつて一様でないからよく研究を必要とする。大体に於て麥に對する三要素の反當施用量は

窒素用量 = 一貫五百匁一四貫

磷酸用量 = 一貫一三貫

加里用量 = 一貫一四貫

位までの範圍に亘るのであるが、實際の施用量決定にあたつては現地についてよく調査し、地方の關係、品種、栽培條件等相關的によく考慮して決定すべきである。徒然に多く施用しても增收となるものではなく、時には失敗する場合も澤山ある。わけであるから必ず實際について研究を要するのである。

農事試驗場ではこの爲に施肥標準調査を行つて各地の施肥の

00439

00438

第三回機械技術者検定

前期筆記試験實施に就て

(職業課)

第三回機械技術者検定の前記筆記試験が来る十二月六日、七日の二日間に亘り實施される。

この検査は機械技術者検定令に依り、筆記試験、作業試験及び口頭試問に亘つて行はれるのであるが、本制度を概説すると筆記試験は前期・後期の二期に分けられ、前期筆記試験は道府縣廳の所在地で實施し、其の答案は厚生大臣監督の下に機械技術者検定委員の手によつて審査され、これに合格した者が更に中央に於て後期筆記試験を受け、最後に作業試験及び口頭試問を経て遂に機械技術者としての資格を與へられるといふ仕組であつて、今回は

其の前期筆記試験が行はれる譯である。

この試験課目は工業、數學、工業理科、機械學及び製圖の四課目であつて、受験資格は機械工作又は金屬加工の生産作業に五年以上の経験があるか、又は三年以上の経験者でも工場・事業場の長の推薦ある者もしくは五年以上の経験者であつて工場事業場技能者養成令に依る養成施設、青年學校、國民職業指導所の職業補導施設、その他厚生大臣の指定する養成施設の指導員其の他の教職員であつて、現にこれらの職業に從事して居る二十歳以上の男子に限られて居る。

次に出願期間は十月二十一日より十一月二十日までであるから受験者は右の期間中に所定の願書に五圓の收入印紙を貼り、關係書類を添付して縣の職業課に直接持参するか、又は右期間中に到着するやう書留郵便で送付すること。尤も願書及び願書に添付を要するもののうち、證明書又は推薦書の各用紙は職業課に用意してあるから、郵送希望の向は返信用として受取人の住所及び氏名を記載した封筒と、三錢切手を添えて遠慮なく申し出でられたい。其の他詳細については昭和十六年五月三十一日官報で公布されてゐる機械技術者検定令、昭和十六年七月五日の機械技術者検定令施行規則、及び昭和十六年十月八日の第三回機械技術者検定施行に付ての公告を参照されるか、又は直接職業課に照會して間違

昭和十六年十月廿一日印刷
昭和十六年十月卅一日發行

兵器 獻納 資源 回收 運動 酿出 金 報 告

金額	町村名
一金二十三圓八十一錢	日野郡山上村
一金五圓八十四錢	東伯郡榮村
一金七圓二十七錢	八頭郡丹比村
一金十一圓十一錢	西伯郡手間村
一金六十五圓二錢	東伯郡下鄉村
一金十五圓四十錢	岩美郡大茅村
一金三十圓四十四錢	

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
支所

ひのないやうにして頂きたい。
本制度は機械労務者から機械技術者への國家的登録門であり、また現下多數の人を要求して居る機械部門に於ては、労務者を指導すべき技術者も多數要望して居る實情であるから、これに關係ある有資格者は奮つて本試験に應じ、國家の期待に副はれるやう切望してやまない。